

令和5年度 塩竈市「学校における働き方改革」推進計画
(本市の勤務時間の上限に関する方針)

塩竈市教育委員会

1 取組方針

- (1) 本市の現状を踏まえ、「市内共通で取り組む事項」と、それぞれの「各学校で取り組む事項」を整理し、市内で一体となった取組を推進する。
- (2) 各学校での取り組み状況を調査・研究しながら、PDCAサイクルを構築し、より実効性のある取組として改善を継続する。

2 取組の視点

以下の3点に重点的に取り組み、本市のこれまでの取組を継続・充実させる。

- (1) 学校・教師が担うべき業務を明確化し「業務の適正化」を図る。
- (2) 教職員の勤務時間に対する「意識改革」を行う。
- (3) 管理職の組織管理能力や時間管理の意識・スキルを高める。

3 具体的な取組

- (1) 学校・教師が担うべき業務を明確化し「業務の適正化」を図る。

【市内共通で取り組む事項】

①登下校に関する対応

- ・スクールガードリーダーの配置
- ・子ども安全サポーターの配置

②部活動 ***重点取組事項**

- ・県の「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版」に従い、各中学校で部活動の年間計画を立て、週2日以上 of 休養日の設定を行うことで、教職員の休日出勤や超過勤務時間を減らす。

* 県教委「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版」R5.3月ハイシーズンの設定を設定し、週2日以上 of 休養日を計画的に設定する。

(休養日理想日数 年間105日)

- ・部活動の適正な時間設定を行う。

* 朝練習の原則禁止 (やむを得ず実施する場合は、校長の許可を得ること)

③支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・特別支援教育支援員の配置
- ・学び適応サポーターの配置
- ・スクールソーシャルワーカーの配置

④学校閉庁日の設定

夏季・冬季休業期間中に3日以上

(2) 教職員の勤務時間に対する「意識改革」を行う。

【市内共通で取り組む事項】

- ①管理職による勤務時間の確実な把握（在校時間の客観的な計測）***重点取組事項**
 - ・職員室内（教頭席前等）に勤務時間記録簿を置き、教職員が出勤時と退勤時に記録する。その後、教職員一人一人が集計シートにまとめる。
 - ②緊急時を除き、保護者からの19時以降の電話での問い合わせを控えてもらう。
 - ・緊急時の連絡手段については、各学校で保護者に周知しておく。
- *学校携帯電話等の活用

【各学校で取り組む事項】

- ①定時退庁日を設定（小・中共に、週1回設定）
 - ②最終退校時間を設定（小・中共に、19時15分）
 - ③校務分掌・学校行事の見直しや会議の効率化
- (3) 管理職の組織管理能力や時間管理の意識・スキルを高める。

【市内共通で取り組む事項】

- ①1か月の超過勤務時間について、上限の目安時間の指導・徹底
- ②衛生委員会の定期的開催（衛生推進者の選任）
- ③市校長会、市教頭会による調査・研究

4 勤務時間の上限の目安時間（本市の勤務時間の上限に関する方針）

(1) 勤務時間の考え方

- ①勤務時間外に、校内において、自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間、その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く。
- ②校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。
- ③休憩時間を除く。

(2) 長時間勤務の縮減目標

- ①1か月で45時間、1年間で360時間を超えないこと。
- ②月80時間を超える教職員の割合を前年度より減少させる。

<参考>

教職員の働き方改革に関する取組方針（平成31～平成33年度）（県教委 H31.3）

学校における働き方改革に関する取組の徹底について（文科省通知 H31.3.18）

学校職員の時間外勤務等取扱要綱等の一部改正について（県教委 R4.3）

教職員の働き方改革に関する取組方針（令和5～令和9年度）（県教委 R5.3）